

明 石 市 長 丸 谷 聡 子
（公印省略 総務局職員室みらい人財育成担当）

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市総務局職員室みらい人財育成担当の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

(1)業 務 名	明石市タレントマネジメントシステム導入・保守及び運用支援業務委託
(2)業 務 場 所	総務局職員室みらい人財育成担当 課室内(北庁舎3階) ほか
(3)業 務 概 要	タレントマネジメントシステム導入・保守及び運用支援業務委託 1式
(4)履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和14年3月31日まで
(5)見積限度額	59,090,909円(税抜)

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に登録されていること。
ただし、登録していない者について、令和8年10月30日（金）までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市役所財務室契約担当に提出し受理された者は、本要件を満たしているものとする。
- (2) 平成28年4月1日から令和8年8月31日までの間に、国内において、国、地方公共団体、又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）の発注にかかるタレントマネジメントシステムの導入、運用・保守にかかる業務委託を元請けとして契約した実績があること。なお、導入と運用・保守にかかる業務が同一の契約でなくても可とする。
- (3) 個人情報の適正な取扱いについて、以下のいずれかの認定・登録がされていること。
 - ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されている
 - ・ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターよりISMS認定済み事業者として登録されている
 - ・ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAP、又はISMAP-LIUに登録されている
- (4) 適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (10) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間：令和8年9月30日（水）からダウンロード可能
- (2) 方法：上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。

4 レポートサンプルの提供

レポート要件に示している各レポートのサンプルについては、明石市ホームページからダウンロードできる仕様書等には含んでいません。提供を希望する場合は、下記期間内に電子メールで、以下のアドレスに問い合わせしてください。電話や訪問等による質問は受け付けません。

質問受付期間：令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）午後1時まで

送付先メールアドレス：jinzai-kaihatsu@city.akashi.lg.jp

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書に対する質問をしようとする者は、下記期間内に電子メールで、以下のアドレスに質問書（指定様式）を提出してください。電話や訪問等による質問は受け付けません。

質問受付期間：令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）午後1時まで

送付先メールアドレス：jinzai-kaihatsu@city.akashi.lg.jp

- (2) 質問に対する回答日時及び回答方法

令和8年10月14日（水）午前10時から明石市ホームページにおいて公表します。

- (3) その他注意事項

- ・電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話（078-918-5818）にて着信確認を行ってください。
- ・質問の趣旨について、本市担当者から問い合わせを行うことがあります。
- ・質問に対する回答について、さらに質問することはできません。
- ・本プロポーザルに関する配布資料の内容についての疑義は、必ず受付期間内に質問書で提出してください。

6 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、本市が提供する様式については、形式を変更せずに提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ プライバシーマーク使用許可証、I SMS 認証、I S M A P - L I U 登録通知書、I S M A P 登録通知書のうち、所持している証明書の写し（１部）

ウ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではない。）（１部）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・個人の場合・・・その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

エ 参考見積書（１部原本、８部コピー／様式５）

オ 参考業務費内訳書（表紙）（１部原本、８部コピー／様式６）

カ 参考業務費内訳書（本体）（９部／任意様式／データ提出必要）

キ 企画提案書一式（９セット／別紙「企画提案書作成要領」参照／データ提出必要）

ク 公共性（施策反映）評価提出書（９部／様式１２～１７／別紙「公共性（施策反映）評価について」参照／データ提出必要）

（２）提出方法

書類の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 宛名シール（様式３）を貼り付けた、Ａ４サイズが折らずに入るものを使用し、送付してください。また、可能な限り１つにまとめて送付してください。

イ 令和８年１０月１４日（水）午前１０時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ ６（１）カ、キ、ク書類については、ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒにデータを保存の上、他の書類に同封して送付してください。

（３）提出期限

令和８年１０月３０日（金）午後５時（必着）

（４）提出先

〒６７３－８６８６ 兵庫県明石市中崎１丁目５番１号

明石市役所総務局職員室みらい人財育成担当 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

（５）注意事項

郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式２）に貼付し、ＦＡＸ（０７８－９１８－５８１９）により明石市役所総務局職員室みらい人財育成担当へ送信してください。

７ 審査方法

（１）審査方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、選定委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。審査は点数化して評価します。書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる１者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

詳細は明石市タレントマネジメントシステム選定要領を参照してください。

プレゼンテーション審査概要

①実施日 令和８年１１月６日（金）

- ②場 所 明石市役所 議会棟内会議室（明石市中崎1丁目5番1号）
- ③発表時間 1者あたり40分（説明20分、質疑20分）
- ④出席者 企画提案書内の実施体制調書（様式8）に記載のある者としします。また、出席者は5名以内としします。

（2）審査結果の公表

最終審査結果は、審査終了後、速やかに明石市ホームページにて公表します。
なお、審査結果についての異議申し立てには一切応じません。

8 契約保証金

導入・保守及び運用支援業務委託契約において、契約時に契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払：無 部分払：有

各会計年度における委託料の支払限度額は、以下のとおりとしします（以下に記載の額は、消費税及び地方消費税を含む）。端数が生じる場合は、最終年度の最終の支払で調整します。

なお、令和9年度の支払は年払による事後払とし、令和10年度以降の支払は年払としします。

令和8年度 支払無し

令和9～13年度 上限65,000千円（13,000千円／年）

11 契約の締結について

（1）受託予定者

審査の結果、選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（2）見積書

参考見積書の金額を超えた見積は無効としします。

（3）暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。

- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) 一部の提出書類に業者コードを記載する箇所があります。プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。なお、業者登録していない者については、令和8年10月30日（金）までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市役所財務室契約担当に提出し、受理されている必要があります。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。
- (9) 条件によっては、ホームページに掲載するための市章データの提供が可能です。